

いぬやま環境サポーター登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、犬山市内で自主的な環境保全活動に取り組む個人、事業者、団体（以下「団体等」という。）を「いぬやま環境サポーター」として登録し、その活動の情報を広く市民等に周知することにより、各団体等の相互のつながりを広げるとともに、地域における環境保全活動を活性化し、もって第2次犬山市環境基本計画（以下「基本計画」という。）の推進を図ることを目的とする。

(登録の要件)

第2条 登録の対象となる団体等は、基本計画に規定する市、市民又は事業者の取り組みに関連する環境保全活動に取り組んでおり、基本計画の推進に寄与すると認められ、かつ次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) この制度の目的に賛同する団体等であること。
- (2) 犬山市内で環境保全活動を主体的・継続的に実施している、又は実施予定であること。ただし、市長が別に定める活動を除く。

(登録の申請)

第3条 登録を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、いぬやま環境サポーター登録申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

(登録の認定)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認められるときは、いぬやま環境サポーターとして登録をするものとする。

- 2 市長は、前項の登録をしたときは、申請者に対し、いぬやま環境サポーター登録通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(登録期間)

第5条 登録期間は、第4条第1項の登録の日から1年とし、第8条及び第9条第2項のいずれにも該当しない場合は、登録を更新するものとする。

(登録者の責務)

第6条 登録を受けた団体等（以下「登録者」という。）は、基本計画の推進のため、市又は市が関係する取組みに、積極的に参加又は協力するものとする。

(登録内容の変更)

第7条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかにいぬやま環境サポーター登録変更届出書（様式第3号）を市長に届出するものとする。

(登録の廃止)

第8条 登録者は、解散又は活動中止などにより、いぬやま環境サポーターの登録を廃止しようとする場合は、いぬやま環境サポーター登録廃止届（様式第4号）により市長に提出するものとする。

(登録の取消)

第9条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取消すものとする。

- (1) 登録者が前条の規定により廃止届を提出した場合
- (2) 第2条に規定する登録要件を満たさなくなった場合
- (3) 制度の目的に反するなど市長が登録に適当でないと認めた場合

(報告書の提出)

第10条 登録者は、いぬやま環境サポーター活動報告書（様式第5号）により、活動実績を登録中の翌年度の4月末までに市長に報告するものとする。

2 前項の報告がない場合は、いぬやま環境サポーターとしての登録は、登録中の登録期間の末日をもって失効するものとする。

(庶務)

第11条 いぬやま環境サポーター登録制度に関する庶務は、環境課において行う。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。